

駐車監視員活動ガイドライン

【三鷹 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤色部分は、前回改定からの変更部分を示します。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	都道121号	三鷹通り	上連雀1-1先けやき橋交差点	野崎1-2先	9-20	
2	主要地方道14号	東八道路	大沢6-1先	新川2-12先	9-20	

◎ 重点路線

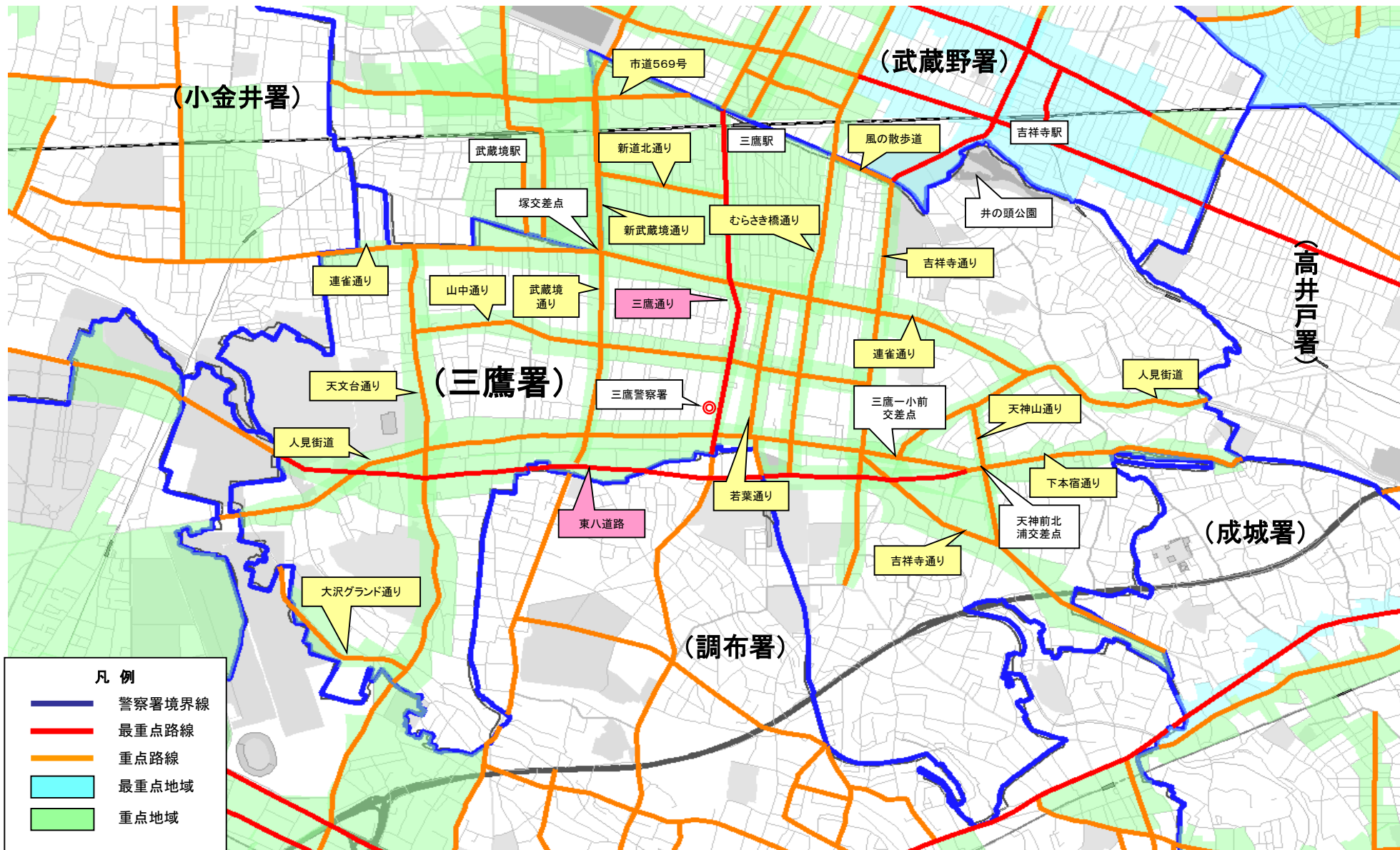
No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →	重点時間帯	備 考
1	都道110号	下本宿通り	牟礼7-8先三鷹一小前交差点～天神前北浦交差点～牟礼1-2先の間	9-20	
2	市道	むらさき橋通り	下連雀3-1先むらさき橋交差点	9-20	
3	都道110号	人見街道	大沢6-5先野川公園入口交差点～三鷹一小前交差点～牟礼二丁目交差点～牟礼1-7先	9-20	
4	市道	山中通り	深大寺2-36先西野交差点	9-20	
5	市道569号	—	上連雀1-7先	9-20	
6	都道123号	天文台通り	井口4-2先三鷹井口新田交差点	9-20	
7	都道114号	吉祥寺通り	下連雀1-18先萬助橋	9-20	
	都道117号		新川6-5先(三鷹市新川交差点先)	9-20	
8	市道	若葉通り	下連雀7-7先	9-20	
9	都道134号	連雀通り	牟礼6-1先	9-20	
10	市道	風の散歩道	下連雀1-18先萬助橋	9-20	玉川上水側道
11	市道	新道北通り	上連雀3-13先	9-20	
12	市道	天神山通り	牟礼5-13先	9-20	
13	市道	大沢グランド通り	大沢5-5先コミュニティセンター前交差点	9-20	
14	都道	武蔵境通り	野崎1-24	8-20	
15	都道	新武蔵境通り	上連雀5-25	8-20	

重点地域

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線及び重点路線(上記指定路線No1～15)周辺	—	重点路線の重点時間帯と同じ
2	JR三鷹駅を含む下連雀3～4丁目及び周辺	9-20	
3	上連雀2～5丁目	9-20	

三鷹警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重要)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z22LC第337号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。